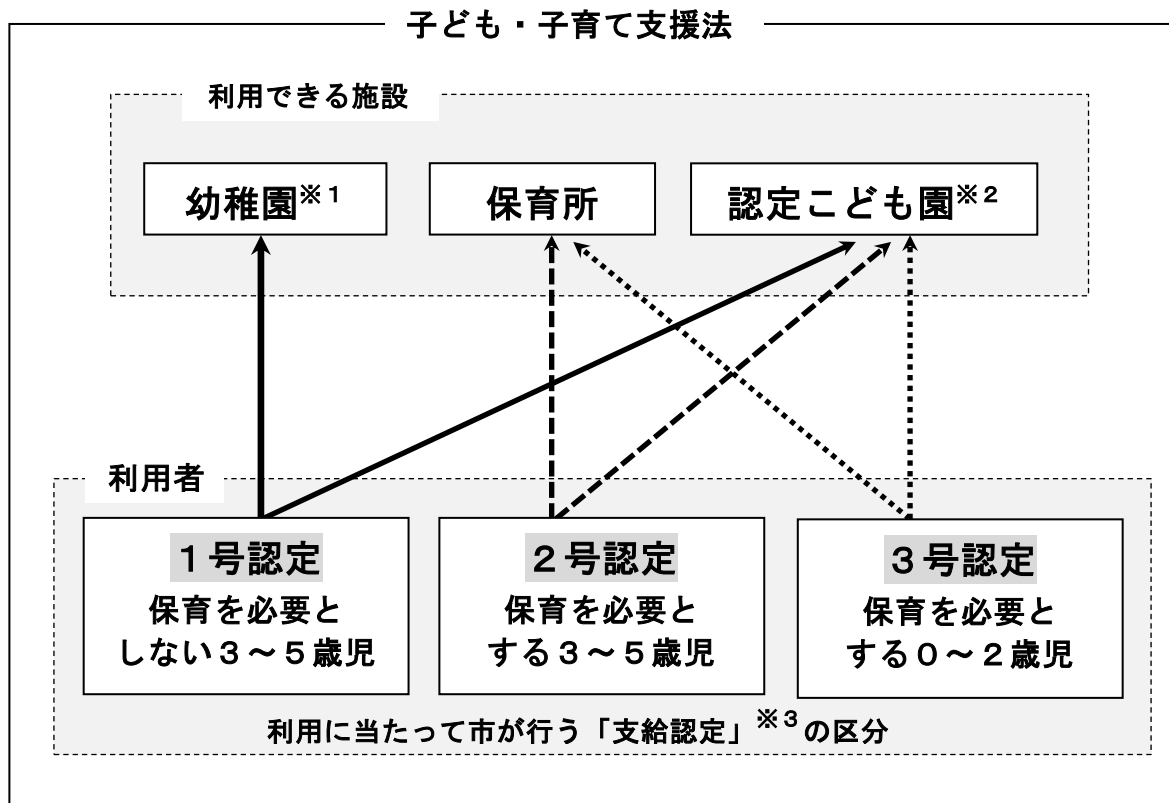


1 子ども・子育て支援新制度における施設利用の仕組み



※1 ただし、私立幼稚園については、従来制度の適用を受け続けることもできるため、新制度の仕組みに移行していないものがある。この場合は、支給認定を受ける必要はない。

※2 認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つがある。代表的なものは幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型で、既存の幼稚園等から移行する場合はこの類型であることが多い。

※3 支給認定を受けた者が上の表の施設を利用するときは、その種類にかかわらず、1号、2号又は3号の認定区分別に市が定めた利用者負担額（＝保育料、授業料）を納めることになる。